

[想定問答集] (判定結果に対する住民からの問い合わせ)

「想定される問い合わせ」

(1)「調査済宅地とは、どういう意味ですか。どうすればいいのですか。」

(回答): 宅地の被害は軽微であり、二次災害の恐れはないと思われます。今後とも十分注意して下さい。

(2)「要注意宅地とは、どういう意味ですか。どうすればいいのですか。」

(回答):(被害を受けている箇所や状況を説明し)擁壁など一部が被害を受けていますので、宅地に入る場合は、判定ステッカーの注記に書いてある内容に従って、十分注意して下さい。また、応急的な補強や仮復旧する場合は、専門家に相談してください。

なお、避難場所として 丁目の市施設の が用意されていますので、ご希望の場合は利用してください。

(3)「危険宅地とは、どういう意味ですか。どうすればいいのですか。」

(回答):(被害を受けている箇所や状況を説明し)のり面や擁壁の構造物が、相当の被害を受けていますので、宅地に入るのは非常に危険です。

是非、市の判定実施本部()に連絡して、相談してください。

なお、避難場所として 丁目の市施設の が用意されていますので、早急に避難してください。

(4)「危険宅地と判定されたが、言うことを聞かなければならないのですか。」

(回答): これらは、技術的見地からの勧告としての表示ですが、住民の皆さんの安全確保のため、ご理解とご協力をいただきたいと思います。

(5)「何をしているのですか。」

(回答):(被災宅地危険度判定士登録証を提示し、判定活動のパンフレットを渡しながら) 私たちは、市の要請により、宅地の二次災害を防止し、又は軽減するため、被害状況を調査し宅地の安全性(危険性)を判定しているところです。

(6)「建物は、見てくれないのですか。」

(回答): 建築物は、別途に建築物応急危険度判定を実施していますので、実施状況や時期については、市の災害対策本部()に問い合わせてください。

その他留意事項

- ・被災地の住民又は宅地所有者等に対しては、誠意を持って対応すること。
- ・判定地区以外の所有者等から、判定を依頼された場合出来る限り断ること。
- ・宅地判定以外の業務を依頼された場合、丁寧に断り速やかにその場を離れること。
- ・判定作業や判定ステッカーの表示に際し、宅地所有者等の理解が得られない場合は、無理をせず、調査票にその旨を記入し、判定実施本部に報告すること。
- ・報道関係との対応方法やその他の支援活動状況については、事前に判定実施本部に確認し把握しておくこと。